

# 箱根町景観計画における建築物等の色彩のめやす

## 1 建築物の色彩

### (1) 屋根

ア 暗褐色系、灰黒色系、赤錆び系又は暗緑系とし、銅板葺きの場合にあっては、素材色とする。

イ 色彩基準（めやす）については、表1のとおりとする。

ただし次の場合は、この限りではない。

- ・ 見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色する場合（ロゴ等を含む）
- ・ 神社仏閣、歴史的建造物等
- ・ 無着色の自然素材を用いる場合

表1 <屋根の色彩における色彩基準（めやす）>

色相(Hue)	明度(Value)	彩度(Chroma)
5YR から 5Y まで	5 以下	6 以下
上記以外の有彩色	5 以下	2 以下
無彩色	8 以下	-

\* 標記： (色相) (明度) / (彩度)

### (2) 外壁及び工作物

ア 外壁については、褐色系、ベージュ色系、クリーム色系、灰色系とする。

イ 色彩基準（めやす）については、表2のとおりとする。

ただし次の場合は、この限りではない。

- ・ 各見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色する場合
- ・ 歴史的建造物等で周囲の景観に調和すると認められる場合
- ・ 無着色の自然素材を用いる場合

ウ 橋梁については、次の色彩基準とする。

(ア) 高欄及び転落防護柵 10YR2.0/1.0 程度

(イ) 橋桁 10YR8.0/1.0 又は N(無彩色)8.5 程度

ただし、無着色の自然素材を用いる場合は、この限りではない。

表2 <建築物及び工作物の色彩における色彩基準（めやす）>

色相(Hue)	明度(Value)	彩度(Chroma)
5YR から 5Y まで	2 以上 8 以下	6 以下
上記以外の有彩色	2 以上 8 以下	2 以下
無彩色	9 以下	-

\* 標記： (色相) (明度) / (彩度)

## 2 その他

自動販売機（可能な限り）

自動販売機を屋外に設置する場合は外装色を 5Y7.5/1.5（自動販売機業界の景観対応推奨カラー）とする。

ただし、隣接する建築物等周囲の景観と調和した色彩にした場合や、側面を木製の囲い等により遮へいした場合は、この限りではない。